



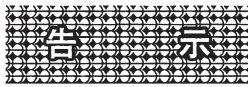
長野県報

1月31日(火)
平成18年
(2006年)
号外

目次

告示

長野県議会定例会の招集（財政改革チーム）.....	1
県税条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長（税務課）.....	1



長野県告示第48号

平成18年2月22日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成18年1月31日

長野県知事 田中康夫

財政改革チーム

長野県告示第49号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下水内郡栄村大字塚17,570番地から18,500番地に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成18年1月8日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

平成18年1月31日

長野県知事 田中康夫

税務課